

相楽東部広域連合に関係町村の規則を準用する規則

平成 20 年 12 年 25 日
規 則 第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、相楽東部広域連合(以下「広域連合」という。)に広域連合を組織する町村の規則を準用することについて、必要な事項を定めるものとする。

(和束町の規則の準用)

第 2 条 この広域連合に、和束町の次に掲げる規則を準用する。

- (1) 職員の定年等に関する規則
- (2) 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例施行規則
- (3) 職務に専念する義務の特例に関する規則
- (4) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- (5) 職員の育児休業等に関する規則
- (6) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則
- (7) 職員の給与の支給に関する規則
- (8) 和束町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則
- (9) 職員の住居手当の支給に関する規則
- (10) 職員の通勤手当支給に関する規則
- (11) 和束町財務規則
- (12) 和束町公有財産管理規則
- (13) 和束町暴力団排除条例施行規則
- (14) 和束町職員の管理職員特別職員勤務手当に関する規則

(規則の準用の特例)

第 3 条 前条第 1 号から第 5 号まで、第 7 号から第 11 号までの規定にかかわらず、関係町村から広域連合に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)の人事、給与等については、当該職員を派遣した関係町村の次に掲げる規則を準用する。

- (1) 職員の分限について定めた規則
- (2) 職員の定年等について定めた規則
- (3) 職員の懲戒の手續及び効果について定めた規則
- (4) 職員の勤務時間及び休暇等について定めた規則
- (5) 職員の育児休業等について定めた規則
- (6) 一般職の職員の給与について定めた規則
- (7) 一般職の職員の初任給、昇格、昇給の基準について定めた規則
- (8) 職員の住居手当・通勤手当等について定めた規則
- (9) 財務について定めた規則

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 21 年規則第 1 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 24 年規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 28 年規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。